

原議保存期間30年
(平成46年12月31日まで)

各附属機関の長
各地方機関の長殿
各都道府県警察の長

警察庁丙運発第14号
警察庁丙交企発第89号
警察庁丙交指発第18号
平成16年6月23日
警察庁交通局長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部の施行等に伴う交通警察の運営について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第52号。以下「改正府令」という。）は、本年5月28日に公布され、一部の規定については同令附則第1条前段の規定により本年7月1日から施行されることとなった。併せて、本年5月28日に公布された内閣総理大臣が指定するカタピラを有する自動車を定める件（平成16年内閣府告示第126号）及び昭和41年総理府告示第20号を廃止する件（平成16年内閣府告示第127号）についても、本年7月1日から施行されることとなった。

これらの改正等の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において「府令」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいうものとする。

記

第1 小型特殊自動車の規格の見直し等について（府令第2条、平成16年内閣府告示第126号・第127号関係）

1 趣旨

運転者の安全性の向上及び作業効率の向上の観点から小型特殊自動車の車体の大きさ等の見直しの要望が寄せられていることを踏まえ、道路交通の安全を確保しつつ、道路交通法上の小型特殊自動車の規格を改正したものである。

2 内容

(1) 道路交通法上の小型特殊自動車の規格を次のとおり改正した。

ア ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置（以下「ヘッドガード等」という。）を備えることによって高さが 2.00 m を超える自動車であっても、ヘッドガード等を除いた部分が 2.00 m 以下で、ヘッドガード等を含めた高さが 2.80 m 以下である自動車については、小型特殊自動車として扱うこととした。

イ 原動機の総排気量が 1.50 ℓ を超える自動車についても、小型特殊自動車として扱うこととした。

(2) 上記(1)に伴い、大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の特別な構造についての規定ぶりを統一し、併せて関係告示を整備することとした。

3 留意事項

(1) 「ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置」とは、運転席の周囲に取り付けることにより転倒時、荷の落下時等における運転者の安全性を向上させるためのフレーム状又は箱状の装置を指し、ヘッドガード、安全キャブ及び安全フレームのほか、運転者を降雨、日差し等から保護するための装置を安全フレームに取り付けたもの（キャノピ）、農薬等の散布時に薬剤から運転者を守るためのビニールを安全フレームに取り付けたもの（薬剤被曝防止用キャビン）等がこれに当たる。

(2) ヘッドガード等を除いた部分の高さを判断する場合、ヘッドガード等に装着されている後写鏡、作業灯等の付属物については、当該高さを含めないこと。

第2 技能試験の実施方法について（府令第24条第8項関係）

1 趣旨

乗車定員が1名である自動車を使用する場合の技能試験の実施方法について、規定の整備を行ったものである。

2 内容

技能試験において乗車定員が1名である自動車を使用する場合にあっては、技能試験を受ける者の運転する自動車への同乗以外の方法で技能試験を行うことができるようにした。

第3 運転免許試験成績証明書の交付対象の拡大について（府令第28条関係）

1 趣旨

運転免許試験合格後、取得時講習の終了までに都道府県を異にして住所地を変更する者の便宜を図るとともに、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務の効率化を図るため、運転免許試験成績証明書の交付対象を拡大したものである。

2 内容

- (1) 運転免許試験に合格した後、取得時講習を受ける前に他の都道府県に住所を変更する者が新住所地を管轄する公安委員会において学科試験及び技能試験の免除の手続きを円滑に受けられることができるよう、これらの者に対しても運転免許試験成績証明書を交付することとするとともに、当該証明書の様式を改めた。
- (2) 運転免許試験成績証明書の様式については、当分の間、従前の様式を用いることができることとした。

3 留意事項

- (1) 本年6月30日以前に運転免許試験に合格した者に対しても、その者の申出があれば、運転免許試験成績証明書を交付すること。
- (2) 運転免許試験に合格して運転免許試験成績証明書の交付を受けた者が、新住所地を管轄する公安委員会において学科試験及び技能試験の免除を受ける場合でも、適性試験は免除されないこと。

第4 免許証に記載する略語について（府令別表第2関係）

1 趣旨

免許証に記載する略語について、所要の改正を行ったものである。

2 内容

免許証に記載する略語として、免許に自動車等の長さ、幅等に係る限定を付す場合に使用する略語（「m」）を追加した。

3 留意事項

「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施要領の改正について」（平成16年6月8日付け警察庁丙運発第13号）のとおり。